

争訟事務処理に関する訓令

(昭和45年3月31日警察本部訓令第7号)

〔沿革〕昭和51年4月警察本部訓令第7号、52年4月第6号、54年3月第13号、55年5月第8号、61年3月第7号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

争訟事務処理に関する訓令を次のように定める。

争訟事務処理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察に対する国民の信頼を高めるとともに警察職員の士気を高揚し、警察業務の適正かつ合理的な運営を確保するため警察に関する争訟事案の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(争訟事件の種類および意義)

第2条 この訓令に定める争訟事件の種類および意義は、次のとおりとする。

(1) 行政不服申立て事件

公安委員会、警察本部長(以下「本部長」という。)または警察署長(以下「署長」という。)がした処分またはなすべき処分をしなかつたことを原因として、公安委員会、人事委員会、本部長または署長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき異議申立てまたは審査請求が行なわれる事件。

(2) 行政訴訟事件

公安委員会、本部長または署長がした処分またはなすべき処分をしなかつたことを原因として、公安委員会、人事委員会、本部長または署長を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき、取消訴訟または確認訴訟が行なわれる事件。

(3) 人権侵犯事件

警察官が公権力の行使にあたり、国民の権利または自由を侵犯した疑いにより、地方法務局人権擁護課または弁護士会人権擁護部会の調査が行なわれる事件。

(4) 告訴告発事件

警察官が公権力の行使にあたり罪を犯した疑いにより、被害者等が当該警察官を被告告訴人または被告発人として検察官に訴追を求める事件。

(5) 国家賠償請求事件

公安委員会のした違法または不当な処分またはなすべき処分をしなかつたことまたは警察官がした違法な公権力の行使により損害をこうむったとする者が、その損害の回復を求めて国または県を被告として訴訟を提起する事件。

(6) 民事事件(国家賠償事件を除く)

職務執行中の警察官が、公権力の行使による行為以外の行為により違法に他人の権利を侵害した疑い、その他職務執行中の警察官または警察機関がした民事上の有責行為または管理により、他人に対し民事上の責任を生じた疑いにより、その者が当該警察官または警察機関を被告として責任を追求する事件。

(監察課長の責務)

第3条 監察課長は、争訟事件処理の主管者として争訟事件についての調査、指導および資料の整備にあたるとともに、争訟事件の合理的解決につとめなければならない。

(所属長および主務課長の責務)

第4条 争訟事件に関係ある警察本部の課等(以下「課等」という。)、警察学校および警察署(以下「所属」という。)の長(以下「所属長」という。)ならびに争訟事件に係る事務を所掌する課等(以下「主務課」という。)の長は、監察課長と連絡を密にし、争訟事件についての調査および証拠資料を収集整備するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(訟務担当者の責務)

第 5 条 各所属の次長等を訟務担当者とする。

2 訟務担当者は、所属長を補佐し、争訟事件について報告、連絡にあたるとともに、関係記録および証拠の保管にあたらなければならない。

(争訟事件処理の基本的な心構え)

第 6 条 争訟事件は、次の基本的な心構えをもつて処理しなければならない。

- (1) 争訟事件に係る事実を正確には握し、事件に関し見通しをたてること。
- (2) 和解の見通しがある争訟事件については、和解につとめること。
- (3) 検察官、地方法務局、知事部局等関係機関に対しては、必要な範囲と限度において密接な連絡を保持すること。
- (4) 争訟事件に関し、当該警察職員に懲戒処分に関する事実がある場合には、争訟事件の処理と分離して必要な措置をとること。

(報告)

第 7 条 所属長は、争訟事件が発生しまたは発生するおそれがあるときは、その要点を電話または口頭により本部長（監察課長経由）に速報するとともに、すみやかに事件発生報告書（様式第 1 号）により報告しなければならない。

(記録等の整備保管)

第 8 条 監察課長は、争訟事件の関係記録の原本を整備保管しなければならない。ただし、争訟事件処理上必要ある場合は、その期間中争訟事件に関係ある所属に保管させることができる。

2 監察課長は、争訟事件台帳（様式第 2 号）を備え、争訟事件ごとに記録を編てつし索引を付して保管しなければならない。

(事務処理)

第 9 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

、

中 略

、

附 則（昭和61年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

様式第 1 号

(省略)

様式第 2 号

(省略)